

屋内温水プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

屋内温水プール条例の一部を改正する条例

第1条 屋内温水プール条例（平成5年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係） 個人使用の場合の利用料金の上限額				別表第2（第6条関係） 個人使用の場合の利用料金の上限額			
区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般
50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金（1回につき）	円 <u>310</u>	円 <u>410</u>	50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金（1回につき）	円 <u>320</u>	円 <u>420</u>
	夜間利用料金（17時以後の使用 1回につき）	[略]	<u>180</u>		夜間利用料金（17時以後の使用 1回につき）	[略]	<u>190</u>
	回数利用料金（5回につき）	<u>1,240</u>	<u>1,640</u>		回数利用料金（5回につき）	<u>1,280</u>	<u>1,700</u>
	団体利用料金（10人以上の団体 の場合1人1回につき）	<u>250</u>	<u>330</u>		団体利用料金（10人以上の団体 の場合1人1回につき）	<u>260</u>	<u>340</u>
トレーニン グルーム	[略]			トレーニン グルーム	[略]		
	回数利用料金（5回につき）	<u>440</u>	<u>600</u>		回数利用料金（5回につき）	<u>460</u>	<u>620</u>
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
別表第3（第6条関係） 貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)				別表第3（第6条関係） 貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)			
区 分		料金を徴収しな い場合	料金を徴収する 場合	区 分		料金を徴収しな い場合	料金を徴収する 場合

貸切使用の利用料金 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>7,030</u>	円 <u>14,060</u>
	その他の日	<u>5,860</u>	<u>11,720</u>
[略]			

貸切使用の利用料金 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>7,280</u>	円 <u>14,570</u>
	その他の日	<u>6,070</u>	<u>12,140</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 屋内温水プール条例の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2 (第6条関係)				別表第2 (第6条関係)			
個人使用の場合の利用料金の上限額				個人使用の場合の利用料金の上限額			
区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般
50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金 (1回につき)	円 <u>320</u>	円 <u>420</u>	50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金 (1回につき)	円 <u>330</u>	円 <u>430</u>
	[略]				[略]		
ファミリー プール	回数利用料金 (5回につき)	<u>1,280</u>	<u>1,700</u>	ファミリー プール	回数利用料金 (5回につき)	<u>1,300</u>	<u>1,730</u>
	団体利用料金 (10人以上の団体の場合1人1回につき)	[略]	<u>340</u>		団体利用料金 (10人以上の団体の場合1人1回につき)	[略]	<u>350</u>
トレーニン グルーム	[略]			トレーニン グルーム	[略]		
	回数利用料金 (5回につき)	<u>460</u>	<u>620</u>		回数利用料金 (5回につき)	<u>470</u>	<u>630</u>
[略]				[略]			
別表第3 (第6条関係)				別表第3 (第6条関係)			
貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)				貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)			
区 分		料金を徴収しな	料金を徴収する	区 分		料金を徴収しな	料金を徴収する

		い場合	場合
貸切利用の利用料金 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>7,280</u>	円 <u>14,570</u>
	その他の日	<u>6,070</u>	<u>12,140</u>
[略]			

		い場合	場合
貸切利用の利用料金 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>7,410</u>	円 <u>14,840</u>
	その他の日	<u>6,180</u>	<u>12,360</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。